

第67回京都大学11月祭における酒類取扱いについて

1. 概要

本年度の11月祭における酒類取扱いについて、下記の内容を基本とした「第67回京都大学11月祭における酒類取扱基本規則（以下、基本規則という。）」を11月祭事務局が作成し、今後の全学実行委員会の場で承認を行うことを提案する。

2. 目的

11月祭における酒類の取扱いは、学生らの主体的な活動を促進するという点で、11月祭に豊かさや潤いをもたらすものである。一方で、11月祭には来場者として近隣住民をはじめとした多くの人々が参加しており、その中には女性や子供連れも含まれる。過去の11月祭において暴行や性加害を含む事件が多数発生していたのは事実であり、全学実行委員会、そして事務局はこれを重く捉えるべきである。なぜならば、全学実行委員会は11月祭の主催団体として、11月祭を誰もが安心して楽しむことができる学園祭にする責務があり、これは11月祭の実務を担う11月祭事務局も同様だからである。安全な11月祭が運営されるために、酒類の提供を可能にしつつも、20歳未満飲酒・泥酔者の発生を防ぎ、万が一泥酔者が発生した場合には迅速な対応を行うことで重症者、死者を出さない体制を敷くことが、全学実行委員会及び事務局の責務である。

3. 規制内容

(1) アルコールパスポート制度

11月祭において酒類の提供を希望する者に対し、11月祭本部がアルコールパスポートを交付する。有効なアルコールパスポートを保持する者のみ、11月祭において酒類の提供を受け、それを飲用できるものとする。アルコールパスポートの交付を受けるためには顔写真付きの身分証明書1枚か顔写真付きでない身分証明書複数枚による年齢確認を必要とし、20歳未満の者が飲酒することを防ぐ。また、アルコールパスポートに酒類の提供を受けた履歴を記入することとし、1人が飲酒できる最大量に制限を加えることで泥酔者の発生を防ぐ。

(2) 酒類取扱い可能範囲

11月祭に関わる者の安心安全を保障するためには、酒類提供や飲酒行為などが行われる酒類取扱場所の状況を常に11月祭本部が把握することで20歳未満飲酒や過剰飲酒の抑止力とし、また泥酔者等が発生してしまったとき即座に対応できるようにしておく必要がある。

本部構内地区は明確な境界がないため、酒類取扱いを認めるためには広大な地区の全体で常に巡回を実施する必要がある。これには多くの人員が必要であるが、他の業務の兼ね合いから十分な数の本部スタッフを派遣できない。このことから、本部構内地区では、酒類取扱いを認めながら11月祭を安心して楽しむことのできる場とすることが困難であるため、酒類取扱いを認めない。

屋内は構造上死角が多く、酒類取扱いの状況を本部が常時把握するためには各教室や建物の入り口に本部スタッフを常駐させるなどの施策が必要であるが、これも人員的に困難である。よって、緊急事態の防止や発生時の迅速な対応ができないことから、酒類取扱いを認めない。

吉田南グラウンドは柵に囲まれている構造上境界が明確な広場であり、また本部スタッフも多数常駐しているため、行き届いた管理と緊急時の即時対応が可能である。よって、酒類取扱いを認めることができる。

(3) 企画の酒類取扱制限

① 酒類を取扱うことができる企画

酒類取扱いが可能な場所を吉田南グラウンドの内部に限定するため、吉田南グラウンドに出展する模擬店企画に限り酒類提供を認める。

加えて、安全性を十分に担保するため、酒類提供を認める企画の数は15程度とする。

なお、模擬店企画と屋内カフェ企画については、調理用酒類（みりんや料理酒）の需要があるため、調理用酒類の取扱いを認める。

② 提供できる酒類

11月祭において提供できる酒類は、安全性の観点から、アルコール度数や1杯あたりのアルコール総量に基づき制限を加える。生理学的に飲酒できる量は人により異なるものの、それを自己判断に任せた結果、泥酔者が発生することには問題があるからである。

また、来場者により持込まれた酒類等と区別するため、提供する容器に11月祭事務局が発行するシールを貼ってもらう。

③ 企画が酒類を取扱うことができる範囲

企画が酒類を取扱うことができる範囲は、その企画の出展場所の範囲内に限る。これは、固定された企画出展場所から離れた場所で酒類提供などがなされると、11月祭本部による酒類提供状況の把握が困難となり、規制の実効性低下が懸念されるためである。

④ 事前許可

企画が酒類を取扱う場合は、事前に11月祭事務局の許可を受けることとする。これは、11月祭における全ての酒類を把握する目的のほか、事前に保管や調理、提供の方法に関して医療衛生センター（保健所）の衛生指導を受けなければならないため必要である。

(4) 時間制限

過去の11月祭において夜間の泥酔者の行動が特に問題視されていたため、日没前に酒類の供給を終了する。本年度は、酒類提供時間を10時から17時（日没直前）の間に、飲酒可能時間を10時から18時の間に制限する。

(5) 酒類持込制限

① 来場者

来場者により酒類が持込まれた場合、20歳未満飲酒や過剰飲酒の防止が非常に困難となるため、来場者による酒類の持込みは禁止する。

② 企画

企画による酒類の持込みは、3.(3)の規制に基づき11月祭事務局が取扱いを認めるものに限る。加えて、多量のアルコールを含む酒類が取扱われることは危険であるため、持込むことができる酒類についてアルコール度数や総量に基づき制限を設ける。

(6) 緊急連絡網等

11月祭において泥酔者の発生など緊急事態が発生した時に連絡すべき連絡先（11月祭本部の電話番号など）を示した緊急連絡網を作成し、ラミネートなどの形で11月祭会場の全体に掲示する。

(7) 救護

11月祭会場内に存在する救護が必要な者を一時的に保護するための機関として、11月祭本部に救護本部を置く。救護本部に配置する事務局員には消防署の実施する上級救命講習を受講させるほか、他の事務局員に対しても普通救命講習を受講させる。

(8) 広報

規制の実効性を高めるため、来場者に対する広報を行う。事前の広報として、公式ウェブサイトやパンフレットへの掲示、立て看板の設置などを行う。11月祭当日には、各入口に複数の看板を設置したり、本部スタッフが規制遵守を呼びかけたりすることで、予防効果を期待する。

(9) 企画出展者の協力

酒類規制の実効性を高めるため、企画出展者に様々な協力を要請することを検討している。

(10) 罰則

規則の実効性を高めるため、規則違反には罰則を定める。企画に対しては保証金の没収や出展権の停止、来場者に対しては強制退去等を行う。物損が発生した場合の弁償も規定する。

(11) 罰則適用手続

規則違反が疑われる場合は速やかに調査を行い、規則違反の事実が確認できたら罰則を適用する。なお、運用に不服がある場合の異議申立があったときは、その内容が合理的である場合に再度審理を行う。

(12) 基本規則の適用範囲

アルコールパスポート制度や持込制限などの酒類規制を適用する範囲は、11月祭期間、11月祭会場に限る。これらの範囲については、他団体と調整を行うなどして今後明示する。

4. 来年度以降の酒類規制について

来年度以降の酒類規制は、本年度の結果をふまえ、その年の全学実行委員会が学生らの自主的な判断により取扱っていく。